

# 富士見市省エネ家電買換え促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭の省エネルギー化を推進し、温室効果ガスの削減及びエネルギー費用の負担軽減を図るため、高効率な家電製品への買換えを行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和55年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネ家電 日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率（以下「省エネルギー基準達成率」という。）が、経済産業省がエネルギー消費機器ごとに定める最新の目標年度に対して100パーセント以上の家電製品をいう。
- (2) 市税 富士見市税条例（昭和32年条例第15号）第3条第1号から第3号までに規定する税、富士見市都市計画税条例（昭和46年条例第40号）第1条に規定する都市計画税及び富士見市国民健康保険税条例（昭和32年条例第1号）第1条に規定する国民健康保険税をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市内の住宅に居住し、市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 交付申請をしようとする年度において、この要綱に基づく補助金の交付を受けた者が同一の世帯にいない者
- (4) 交付申請をしようとする者及びその者が属する世帯において、当該申請に係る省エネ家電について、国、県等の公的機関が実施する省エネ家電買換え補助制度

等により補助金等の交付を受けていない者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自ら居住する住宅の住居部分に設置している家電（以下「既設家電」という。）を当該家電と同種の次に掲げる省エネ家電（未使用品（リースを除く。）に限る。以下「補助対象製品」という。）に新たに買い換え（市内の事業者からの購入に限る。）、当該既設家電を特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）に基づき、適切に処分する事業とする。

(1) 壁掛け形エアコンディショナー

(2) 電気冷蔵庫又は電気冷凍庫

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業に要する経費のうち前条第1号又は第2号に掲げる省エネ家電（交付申請の属する年度の前年度の2月1日を起算日とした1年間の間に引渡しを受けたものに限る。）のいずれか1台の購入及び設置（以下「購入等」という。）に要する費用とする。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

(1) 消費税及び地方消費税

(2) 既設家電の引取り（家電リサイクル法第9条の引取りをいう。）等に要する費用

(3) 前2号に掲げるもののほか、製品保証の延長料金その他市長が購入等に要する費用以外のものであると認めるもの

2 補助対象製品の購入時において値引きがあった場合は、当該値引きが補助対象外の費用からの値引きであることが明らかである場合を除き、補助対象経費から当該値引きに係る額を控除する。

3 第1項の規定にかかわらず、補助対象者又は補助対象者が属する世帯において過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた省エネ家電と同種の省エネ家電の購入等については補助対象経費としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と次の場合に応じて各号に掲

げる額とを比較して少ない方の額を上限とする。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号の中小企業者  
又は同条第5項の小規模企業者から補助対象製品を購入した場合 5万円

(2) 前号の中小企業者又は小規模企業者以外の者から補助対象製品を購入した場合  
3万円

（補助金等交付申請書の様式等）

第7条 規則第4条第1項の補助金等交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 補助対象者は、前項の様式による申請を6月1日以降に行うものとする。

3 規則第4条第1項の市長が定める期日は、2月15日（その日が富士見市の休日  
を定める条例（平成2年条例第14号）第1条第1項に規定する市の休日に当たる  
ときは、その日以後に到来する当該休日ではない最初の日）とする。

4 規則第4条第2項の実績を証する書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 補助対象経費に係る領収書等（宛名、購入日、補助対象製品名（型番）、販売  
店名及び販売店所在地が記載されているもの）の写し及びその内訳が分かる書類

(2) 製造業者が発行した補助対象製品の保証書の写し

(3) 家電リサイクル券（家電リサイクル法第43条第1項の特定家庭用機器廃棄物  
管理票をいう。）のうち排出者控えの写し

(4) 省エネルギー基準達成率が、第2条第1号に定める基準以上の製品であること  
が確認できる書類

(5) 納品書、配送伝票その他の引渡し日及び設置場所の住所を確認することができ  
る書類

(6) その他市長が必要と認める書類

（補助金等交付決定・却下通知書の様式）

第8条 規則第7条の補助金等交付決定・却下通知書の様式は、様式第2号のとおり  
とする。

（補助金等交付請求書の様式）

第9条 規則第16条第2項に規定する補助金等交付請求書の様式は、様式第3号の  
とおりとする。

（財産処分の制限）

第10条 規則第19条ただし書の市長が定める期間は、補助対象事業に係る省エネ家電の引渡しが完了した日から5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 規則第19条第2号の市長が定めるものは、補助事業により取得した省エネ家電とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年度における第5条の規定の適用については、同条第1項中「交付申請の属する年度の前年度の2月1日を起算日とした1年間」とあるのは、「令和8年6月1日から令和9年1月31日まで」とする。